

栄寿会 会則

第1章 総 則

第1条(名称)

本会は、栄寿会という。

第2条(目的)

本会は、会員相互の親睦と福祉の向上をはかり、会員が健全で意義ある人生をおくることに寄与することを目的とする。

第3条(所在地)

本会の事務所は、株式会社村田製作所に置く。

第2章 会 員

第4条(会員および資格)

本会の会員は次の(1)(2)いずれかの条件をみたす者とする。なお、新会員資格の適用は、会則制定日以前への適用を可とする、

- (1) 株式会社村田製作所 グループ会社を退職(※)した者で、ムラタグループでの勤続年数が10年以上ある者、且つ満年齢が45歳以上(入会時)である者

※退職とは、定年退職、早期退職、選択退職、自己都合退職を対象とする

- (2) 株式会社村田製作所の役員ならびに役員経験者

なお、上記(1)(2)に準ずると考えられる者は、役員会審議事項とする。

第5条(入会)

第4条に定める資格を有する者が入会を希望し、所定の手続きをとった時、入会するものとする。

第6条(退会)

会員は、次の場合退会するものとする。

- (1) 会員が所定の手続きをとって退会を申し出たとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 役員会において会員として不適当と認められたとき

第7条(入会期間)

会員は、終身会員とする。

第8条(所属)

会員は、原則としてその居住地により、次のいずれかの支部に属するものとするが、本人の希望により、所定の手続きを経て居住地以外の支部に所属することができる。
また、所属支部を変更することもできる。

- (1) 京都支部: 京都府以西(奈良、和歌山、三重を含む)、北陸地区および海外に居住する者
- (2) 滋賀支部: 滋賀県に居住する者
- (3) 関東支部: 岐阜県以東に居住する者

第3章 会 計

第9条(運営資金)

本会の運営資金は、次にあげる資金をもってこれに充てる。

- (1) 会員1人あたり3,000円の年会費
- (2) 株式会社村田製作所からの寄付金
- (3) 行事等に参加する会員が負担する臨時会費

第10条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 事 業

第11条(事業内容)

本会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会報の発行
- (3) 慶事祝、弔慰金制度の運営
 - ① 長寿祝
 - ② 死亡弔慰金
- (4) 親睦事業の運営
- (5) 保養所の利用斡旋
- (6) 会員相互・地域の奉仕活動
- (7) その他役員会で必要と認めた事項

第5章 運営組織

第12条(役員)

1. 本会に次の役員を置く。

(1) 本部

会 長 … 1名

副会長 … 3名

理 事 … 15名以内

監 事 … 2名以内

(2) 支部

① 支部長…1名

支部長は、本部の副会長が兼任する。

② 支部活動を円滑にするため、若干名の副支部長を、支部長の推薦、会長の承認を得て置くことができる。副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職務を代行する。

2. 本会に、名誉会長(1名)、名誉理事(若干名)を現職役付役員および役付役員経験者の中から役員会の推薦を得て置くことができる。

第13条(役員の選任)

1. 理事は、前役員会が推薦し、全支部総会出席者の過半数の賛成を得なければならない。
2. 会長、副会長、支部長は、理事の互選による。
3. 監事は、前役員会が推薦し、全支部総会出席者の過半数の賛成を得なければならない。

第14条(役員の任期)

役員の任期は、就任年度の6月1日から2年後の5月31日までの2年間とし、原則として再任を妨げない。

第15条(役員の職務)

本会役員の職務を、次のとおり定める。

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、役員会で決議された事項を執行する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し、その結果を役員会に報告する。

第16条(役員会)

役員会は、次の要領で開催する。

- (1) 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
- (2) 監事は役員会に出席し、意見を述べることができる。
- (3) 役員会の議長は、会長があたる。
- (4) 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。なお、役員会は、書面により開催することもできる。
- (5) 役員会の議決は、役員会構成役員の過半数が出席し、出席役員の過半数で決める。可否同数のときは、議長がこれを決める。なお、書面による場合も同様の取扱いとする。
- (6) 役員会は、次の事項を議決し、支部総会に報告する。
 - ①本部事業計画および本部予算の承認
 - ②支部事業計画案の調整および支部予算枠の承認
 - ③本会事業報告および収支決算の承認
 - ④会則の制定・改廃
 - ⑤役員改選に伴う推薦候補の決定
 - ⑥その他本会の目標達成のための必要事項

第17条(支部総会)

支部総会は、次の要領で開催する。

- (1) 支部総会は、支部長が召集し、原則として年1回開催する。ただし、支部長が必要と認めたときは、臨時支部総会を開くことができる。
- (2) 議長は、支部長があたる。
- (3) 支部総会の議決は、出席会員の過半数で決める。可否同数の時は、議長がこれを決める。
- (4) 支部総会には、次の事項を付議する。
 - ①支部事業計画および支部予算の承認
 - ②支部事業報告および支部会計報告
 - ③次期役員(理事・監事)の承認

④その他支部に関する必要事項

(5)大規模災害時など会長が必要と判断したときは書面による開催に代えることもできる。

第18条(コミュニケーションネットワーク)

各支部内の会員相互の情報交換・コミュニケーションを活発にするため、支部長が必要と認めた時は、地域別等に細分化したコミュニケーションネットワークをつくることができる。

第19条(支部及び事務局)

本会は、本部および京都、滋賀、関東の各支部を(株)村田製作所に置き、各々の所在地は別途定める。

また、本部および各支部にはそれぞれ事務局を置き、それぞれの所在地は別途定める。

なお、本部事務局に、事務局長を1名置く。

第20条(運用細則)

本会制度の運営上の細部については、別に役員会で細則を定め支部総会に報告する。

付則

1. 実施 ……2025年4月30日

補足) 当会則は、栄寿会 会則(2024年10月12日改訂)を継承するものである。

2. 改訂

2026年1月1日 ……第4条 年齢を45歳以上とする。また、年齢は入会時年齢とする。

……第4条 会員資格を保有する者は、役員会審議不要とする。

……第11条 JASS退会からJASSネットの斡旋を事業内容から削除する。

栄寿会 運用細則

この細則は、栄寿会 会則の運用上必要な事項についてその細目を定める。

1. 第4条(会員および資格) 関係

- (1) 株式会社村田製作所の役員は55歳以上の者とする。
- (2) 役員会における入会の承認権限者は会長とする。

2. 第5条(入会) 関係

入会を希望し承認された者は、承認通知日から1カ月以内に年会費全額を納めなければならない。
但し、入会時、残る事業年度が6ヶ月未満の場合はその年度の年会費は1,500円とする。

3. 第6条(退会) 関係

会員として不適当と認められる場合とはつぎの事項をいう。

- (1) 年会費が2年以上滞った場合
- (2) 犯罪など、社会通念を逸脱した行為をした場合
- (3) その他前項に準ずる行為をした場合

4. 第8条(所属) 関係

所属支部以外の支部を希望する者は、支部変更届を所属支部事務局に提出し、所属支部長確認後、会長の承認を得て変更することができる。

5. 第9条(運営資金) 関係

- (1) 会員は年会費を毎年4月末日までに納めなければならない。
- (2) 納入された年会費は返金しない。

6. 第11条(事業内容) 関係

慶事祝、弔慰金制度の取り扱いは、つぎのとおりとする。

(1) 慶事祝

古希、喜寿、米寿、卒寿、白寿等の「長寿祝い」年齢に達した会員は、誕生日直後の支部行事で紹介し、祝福するとともに「栄寿会だより 慶事欄」に掲載する。

(2) 弔事

本人死亡

	本人死亡
香典 (原則)	10,000 円を上限とする
弔 電	既定の台紙・文例で 栄寿会会長名で打電
葬儀参列者	会長、支部長または代理の者 原則として1 名

注: 慣習・物価変動等により弔慰金の支給が適切であるなど、上記に依りがたい場合は本部事務局に事前に連絡した上で、支部長の判断で対応する。

7. 第12条(役員) 関係

第1項

役員は原則として無報酬とする。

ただし、役員会への出席、会務等のために必要な費用は「栄寿会旅費規定」により支給する。また、各種イベント企画、事務局業務の一部代行等を具体的に企画・行動をする場合は、事務局手当の一部として手当を支払うことができる。

第2項

名誉役員の推薦基準として、現職および経験者とも原則として副社長以上の役付役員とする。

8. 第13条(役員の選任) 関係

(1) 役員に欠員が生じた場合、役員会で新たに役員を選任することがある。その場合の任期は前任者の残余期間とする。

(2) 理事の選任にあたって、一般会員の意をより一層反映させるため、各支部のコミュニケーションネットワークを予備推薦組織と位置づけ、支部ごとに若干名の候補推薦を行なうものとする。

9. 第14条(役員の任期) 関係

(1) 役員のうち、理事においては改選期にそれぞれの支部単位で半数を改選することとし、半数が留任することで支部の運営、引き継ぎを円滑にする。

10. 本細則の改廃

本細則の改廃は事務局長が起案・発議し、役員会の承認を得て会長が決裁する。

付則

1. 実施 ……2025年4月30日

補足) 当会則は、栄寿会 会則(2024年10月12日改訂)を継承するものである。

2. 改訂

2026年4月1日 ……6, 第11条(事業内容) 関係 弔事

「香典・供花」を「原則、香典」のみに変更

「15,000円を上限に原則生花を供える」を「10,000円を上限とする」に変更